

○一部事務組合下田メディカルセンター特別職の非常勤職員及び議会議員の報酬並びに費用弁償等に関する条例

平成9年4月25日
共立湊病院組合条例第14号

- 改正 平成12年8月30日共立湊病院組合条例第4号
- 改正 平成15年8月21日共立湊病院組合条例第2号
- 改正 平成16年2月25日共立湊病院組合条例第1号
- 改正 平成17年8月31日共立湊病院組合条例第1号
- 改正 平成18年8月24日共立湊病院組合条例第6号
- 改正 平成19年3月28日共立湊病院組合条例第1号
- 改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号
- 改正 平成30年2月20日一部事務組合下田メディカルセンター条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、一部事務組合下田メディカルセンター特別職の職員（非常勤の職員）及び議会議員に対する報酬及び費用弁償の支給に関して、その基準を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 次に掲げる特別職の職員及び議会議員に対し、下記の報酬を支給する。

- (1) 管理者 年額 35,000円
- (2) 副管理者 年額 25,000円
- (3) 議会議員 年額 14,000円
- (4) 監査委員 日額 6,700円
- (5) その他の特別職職員 日額 4,500円

2 前項の報酬は、就任の月より身分を失う月までに対し、その月割額を支給する。

(費用弁償)

第3条 前条の職員及び議会議員が招集に応じ、職務のため勤務したときは、費用弁償として居住地又は居住地の最寄り停留所（駅）から目的地までの車賃又は車賃実費を支給する。ただし、議会議員に対しては日額3,500円、監査委員に対しては日額1,000円を加給する。

2 特別職が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費は、この条例に定めるもののほか、下田市議会議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 45 年下田市条例第 2 号）及び下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年下田市条例第 3 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 8 月 30 日共立湊病院組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 8 月 21 日共立湊病院組合条例第 2 号）

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 25 日共立湊病院組合条例第 1 号）

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 8 月 31 日共立湊病院組合条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 24 日共立湊病院組合条例第 6 号）

この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日共立湊病院組合条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日共立湊病院組合条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 20 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 2 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。